

田布施町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和7年5月12日(月)9時30分～

2 場 所 田布施町役場 3階 議事堂

3 出席者

委員

会長 南 一成 出席 欠席

会長職務代理者 小坂 竜一 出席 欠席

農業委員

1番 今井 清弘 出席 欠席

2番 福本 卓雄 出席 欠席

3番 重森 陽 出席 欠席

4番 永田 洋一 出席 欠席

5番 田熊 享子 出席 欠席

農地利用最適化推進委員

6番 西本 浩二 出席 欠席

7番 山城 啓一 出席 欠席

8番 野坂 雅司 出席 欠席

9番 塩田 博史 出席 欠席

10番 山本 泰弘 出席 欠席

11番 時廣 浩二 出席 欠席

12番 木下 嗣生 出席 欠席

事務局

事務局長 長谷 満晴 出席 欠席

書記 松本 尚樹 出席 欠席

書記 西上 あきら 出席 欠席

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 現況証明について

議案第4号 農地所有適格法人に係る意見聴取について

議案第5号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
について

報告第1号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る意見聴取について

田布施町農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

会 長 南 一 成

署名委員 福 本 卓 雄

署名委員 永 田 洋 一

議長 ただ今から、令和7年第5回農業委員会総会を開催します。まず、日程第1『議事録署名委員の指名』を行います。本日の議事録署名委員に福本委員と永田委員を指名します。

つづきまして、日程第2

『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について』

『議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について』

『議案第3号 現況証明について』

『議案第4号 農地所有適格法人に係る意見聴取について』

『議案第5号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況について』

『報告第1号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る意見聴取について』を議題といたします。

それでは「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 説明に入ります前に、2点ほど修正と差し替えのご報告をさせていただきたいと思います。1点目は申請の取り下げです。1ページをご覧ください。一覧がありますが、一番下ですね、議案第3号 現況証明で筆も一番下なんですけれども、〇〇〇さんのところについてですが申請の取り下げが先日ございましたので、報告させていただきます。ですので、こちらの説明は委員さんからは不要ですので、お願いいたします。その一筆だけです。2点目は差し替えです。机上に配布させていただいております、農用地利用集積等促進計画一覧表、二段階の集積と書いてあるものです。これはあの、後ほど報告第1号のときにご説明をさせていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。ページ番号4をご覧ください。申請地は、役場より北約1.9kmに位置する農用地です。位置は3条-1で示しています。利用計画については、柑橘等の果樹

を中心に、にんじん等の根菜類、レタス、トマト等の野菜の栽培を予定しています。譲受人の住所は現在町外となっておりますが、この度申請地と併せて申請地の隣にある住居を購入し、今後そちらに住みながら耕作を行うとのことです。なお、住居については売買及び登記変更まで済んでいることを確認しております。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

山本委員 現地は住居地に隣接して今も少し果樹の苗が植えてあるので、家庭菜園として利用することについて問題ありません。

永田委員 問題ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号1番は原案のとおり決定致しました。

次に議案第1号2番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号5をご覧ください。申請地は、役場より南西約2.2kmに位置する第二種農地です。位置は3条-2で示しています。取得目的及び利用計画については、現在花壇として利用中の農地の維持です。現在、既に管理されている花壇について、譲り渡し後も引き続き現状の管理を継続していく予定とのことです。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

野坂委員 この申請書では場所が3分割になってますけど、エリアは一つの工

リアです。今は既に〇〇〇〇さんのほうで花壇として利用されておりますし、またこれからも花壇としての活用ということで、特に問題ありません。

小坂委員 ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号2番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号2番は原案のとおり決定致しました。

次に議案第1号3番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号6をご覧ください。申請地は、役場より南東約800mに位置する第三種農地で、本案件は先月保留となった案件です。位置は3条-3で示しています。先月の時点では、申請地のほかに麻郷と麻郷奥の農地が4筆、3条で申請されていましたが、土地の状況について再検討し、今回中央南の2筆が3条で再度申請がありました。残りの4筆については、後ほどご説明いたしますが、現況証明として再度申請されています。申請地の利用計画については、果樹、季節野菜の栽培です。申請地は現在適切に耕作及び管理がされておりますので、今後も引き続き現状の利用を継続していくとのことです。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 申請地は畑として利用されていますので、別に問題はございません。

南委員 私も問題ないと思っております。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号3番を採決します。原案のとおり決定することに賛成

の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号3番は原案のとおり決定致しました。

次に「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局より願います。

事務局 ページ番号7と8をご覧ください。申請地は、役場より南約2.6kmに位置する第三種農地です。位置は5条-1で示しています。転用目的については、所有権移転で自己用住宅の建築です。譲受人は現在アパート住まいですが、この度家族が増え手狭となり、新たに住居が必要となったため申請がありました。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたら願います。

時廣委員 現在この土地、売土地という形で看板も立っておりましたが、特に問題は見受けられないのでよろしいかと思えます。

重森委員 ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号1番は原案のとおり決定致しました。

次に「議案第3号 現況証明について」1番の説明を事務局より願います。

事務局 ページ番号9をご覧ください。申請地は、役場より西約2.8kmに位置する第二種農地です。位置は現況-1で示しています。申請地については、登

記簿上は地目：田で存在していますが、地籍図に所在が表示されていません。申請地は長狭物で、付近地番から推察するに、現況は隣接の河川の一部として利用されているように見受けられます。現況証明後は、引き続き用悪水路として利用予定とのこと。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

山城委員 先日、現地を確認しました。実態はですね、この図面にあります農道とそれから丸尾川に挟まれた法面ですね、農地としての形態はなしておりませんでした。近隣の人のお話しではですね、丸尾川の改修のあと、ほ場整備が実施されたということで農地の一部が農業用に提供されておるんですけど、その際に残った部分そのまま処理されずに残ったんじゃないか、というふうな話でした。

福本委員 山城委員と一緒に現地に行きましたけども、今委員のおっしゃった通りです。殆ど農地ではありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

小坂委員 何て言ったらいいかわからないけど、事務局にちょっと聞きたいんですけど、農地としては当然無理ですね。まあ、第二種なんですけど、河川の一部であるならば、町が買い取るとか、県が買い取るとか、そういうことはしないんですか。あからさまに現状見る限りはそういう状況じゃないですか。

事務局 町道とかに関しましては、いわゆる買い取りとかは原則ないと聞いてるんですが、寄付等で貰い受ける場合はあるというふうに聞いています。明らかに町や県として、買って、今後何かメリットがなければ寄付を受け付けない、とは聞いております。今回、河川なので県のほうに寄付ができるかもしれないですね。

小坂委員 場所による、ということですね。

事務局 はい。恐らく外の土地も含めて整理をしておきたいというところで、

農地から農地じゃないというふうにするんだ、とうふうには聞いておりますが。

小坂委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、議案第3号1番は総会終了後、事務局と署名委員2名が現況の確認を行い、申請内容と相違ないと判断した後に証明書を発行いたします。

次に議案第3号2番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号10と11をご覧ください。申請地は、役場より南東約1kmに位置する第二種農地です。位置は現況-2で示しています。申請地は先月総会で3条として申請され、保留となった土地です。申請地について、再度土地の状況を検討し、この度現況証明として申請がありました。事務局で再度現地を確認いたしましたが、10ページの現況-2①については、小さく異形で、11ページの現況-2②については、北側に背の高い雑草や野バラ、低木が繁茂している状態です。南側は申請の取り下げがありましたので、説明は省略させていただきます。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

時廣委員 ○○さんの土地の隣の三角になっている現況-2の①については草刈りをされていきました。地域の方が多分、道路の見通しが悪いのでされたのかな、というふうに思っています。あとは全然触ったような様子はありませんでした。以上です。

重森委員 ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、議案第3号2番は総会終了後、事務局と署名委員2名が現況の確認を行い、申請内容と相違

ないと判断した後に証明書を発行いたします。

次に「議案第4号 農地所有適格法人に係る意見聴取について」の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号13と14に記載しております。本報告は毎年のもので、農業委員会が農地所有適格法人の要件等が適切に充足されているか確認するために行われる、農地法6条1項に基づく報告です。要件といたしましては、農事組合法人、株式会社、合名、合資、合同会社のいずれかであることの法人組織形態要件、主たる事業が農業であることの事業要件、法人の構成員が農地等を提供した個人であること、又は農業の常時従事者であること等の構成員要件、法人の業務執行役員の過半の者が法人の農業に常時従事する構成員であって役員のうち1人以上が原則60日以上農作業に従事することの業務執行役員要件の4要件があり、これらすべてを満たすことで称することができます。町内の農地所有適格法人は昨年から農事組合法人国木を除いた5法人あり、総括表において各法人の要件の適否をまとめております。表よりすべての農地所有適格法人が備えるべき4要件を満たしておりますことを報告いたします。以上です。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

南委員 見るのにあれですね、売り上げが前年よりまた増えておるところが大部分になりまして、安定経営もある程度進んでおるのかな、と思っております。今後、特に米なんかの価格の増加に関係もありますが、いらんことを言いますが、農家の再生産が必要な価格にないとですね、今一番マスコミで話題になっているのは、消費者米価ばかり出てるんですよ。あれを要するに生産者米価が今1万6千、7千っちゅうんじゃやっておれんので、限りなく2万円近い位の生産者米価でないと、再生産できないというのをですね、マスコミにも強

く訴えていきたいと思っております。従って、それに基づくところの消費者米価がどうなるかというのはまだクエスチョンですが、どうも、どこが儲けておるのか訳わからんような時代になってますんで、今からそういうことで色んな会議が生産者米価は2万円にするように皆さん努力しましょうというのを訴えておりますので、ご理解いただけたらと思います。

議長 それでは、他に質疑がなければ議案第4号は『意見なし』とさせていただきます。

次に「議案第5号 令和6年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進状況について」の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号15から19に記載しております。

担い手への農地の集積に係る部分についてですが、まずページ番号16の上段をご覧ください。

『①現状及び課題』で、横長の表を記載しております。

昨年の令和7年4月1日における本町の農地面積743haの内、担い手へ268.8ha集積済みで集積率としては、36.1%と昨年度比で7ha・1.3%増という結果でした。

次に、その下の『②目標』の表ですが、令和6年度の目標数値が記載してあります。この数値は、昨年度の今時期に定めた数値です。以前から申していることですが、国が一方向的に定めるあまり現実的な数値ではないためここでの説明は割愛させていただきます。

続いて、その下の『③実績』と記載がある表ですが、「目標に対する達成状況」が51.5%であり、これが実績となります。

ただいま説明しました数値等は、町内の全ての農地を対象としたものです。実際、ほ場整備を実施している生産性の高い農地については、担い手への集積

率は概ね8割以上と順調に事業が進んでおりますので申し添えます。

16ページ下段から遊休農地に関する項目は、農地転用も要因の一つと考えられますが、遊休農地は減少傾向にあります。

次に17ページ下段の『新規参入の促進』で、令和6年度は「有限会社くいきよ園芸」と「株式会社MAIランド」の新規参入がありました。

次に18ページ中段から『最適化活動の活動目標』で、こちらは農地パトロールでご協力いただいた実績を記載しております。

その他の点については、お読み取りいただければと思います。こちらについては農林水産省より公表することが義務付けられておりますので、総会で決定された後、県に本内容を通知し町農業委員会ホームページに掲載する予定です。以上です。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありますか。

南委員 先ほどありましたように、今後はですね、全部の農地を守るというのは難しいので、ほ場整備をした、要するに優良農地を守っていこうという形にしないとですね、小規模な、小さな農家まで全部確認して守っていくというのは無理ですから、相続の関係それから機械の関係もありますんで、そういう形で農業委員会も進んで参りたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第5号を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり決定しました。

次に「報告第1号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る意見聴取について」の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号20から25に記載しておりますが、本日、机上配布しております差し替え分で説明させていただきます。

★こちら計画案として経済課農林振興係より意見聴取の照会を受けておりますが、一部修正が必要な案件があったと報告を受けております。

つきましては、本日までに書類が整ったもので一覧表を修正し差し替えております。本日以降に書類が整ったものにつきましては、来日以降の総会に繰越しさせていただきます。報告は以上です。

議長 本案件については、報告事項です。各自ご高覧賜りますようお願いいたします。

議長 それではこれより協議事項に移ります。

(協議終了) 本日の日程は全て終了しました。令和7年第5回田布施町農業委員会総会を閉会します。